

（表）

受水槽給水栓設置申込書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という）に基づき、次の受水槽給水栓を設置することを申し込みます。なお、裏面に掲げる事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことに同意します。

設置場所 住所 区 建築物の名称
設置位置 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
受水槽給水栓（どのようなものを設置する予定かお書きください。）  災害時以外の使用の防止方法（どのように行う予定かお書きください。）
応急給水関係情報（わからない場合は記入する必要はありません。） 受水槽の容量 $m^3$ 建築物の住民数 約 人 耐震化の措置 受水槽 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 受水槽までの給水管 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない

(裏)

## 受水槽給水栓の設置及び管理に係る遵守事項

- 1 災害時において速やかに受水槽給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう適切に管理すること。
- 2 要綱第3条各号に適合する状態を維持すること。
- 3 受水槽給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、改めて要綱第2条で規定する申込みをし、要綱第5条第1項に規定する写真を提出し、管理者の確認を受けること。
- 4 管理者が受水槽周辺に立ち入って行う受水槽給水栓に関する管理状況の確認を拒まないこと。
- 5 災害時にのみ受水槽給水栓を使用すること。
- 6 配水管の断水が解消され、水の供給が開始されたときは、受水槽給水栓の使用を中止すること。
- 7 配水管は断水していないが、停電等の影響により断水になったときは、受水槽給水栓ではなく外部の直結給水栓を使用すること。
- 8 受水槽給水栓を使用したときは、要綱第7条第2項及び第3項の規定に従い、受水槽給水栓使用届（第3号様式）を管理者に提出すること。
- 9 受水槽給水栓を撤去したときは、速やかに要綱第8条に規定する受水槽給水栓廃止届（第4号様式）を管理者に提出すること。
- 10 要綱第3条各号の規定に違反した場合、要綱第5条第1項に規定する写真を提出しなかった場合又は災害時以外の使用があったと管理者が認めた場合は、管理者の命じるところにより受水槽給水栓を撤去すること。

以上